

## 要望書

内閣府特命担当大臣

宮腰光寛 様

平素は、子どもの権利実現、子どもの貧困問題解決にむけた市民社会の活動に、多大なるご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

この度、第198回国会において子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正されました。改正法第一条には「子ども一人一人が夢や希望を持つことができることが重要であることに鑑み、児童の権利条約の精神にのっとり、(中略)子どもの貧困対策を総合的に推進し、もって子どもの貧困の解消に資することを目的とする」、第二条には子どもの「意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」と追記されました。セーブ・ザ・チルドレンは、子どもの権利を基本理念として明確に据えた本改正法を非常に歓迎しています。

特に本年は、子どもの権利条約が国連で採択されて30年、日本が批准して25年の節目の年であり、2月には国連子どもの権利委員会による日本への総括所見も出されており、その内容を反映した政策の推進が望まれます。

そこで、今後見直しが見込まれる子供の貧困対策に関する大綱においても、本条約報告審査の勧告内容を盛り込んでいただきたく、ご検討をお願い申し上げます。今回、子どもの貧困対策に関して国連子どもの権利委員会が日本政府へ勧告した内容は以下のとおりです。<sup>1</sup>

### ➤ 資源配分について

パラグラフ 10. 子どもの相対的貧困率がこの数年高いままであることに鑑み、かつ子どもの権利実現のための公共预算編成についての一般的意見 19号 (2016年) を想起しながら、委員会は、締約国が、子どもの権利の視点を含み、子どもに対する明確な配分額を定め、かつ条約の実施のために割り当てられる資源配分の十分性、有効性および公平性の監視および評価を行なうための具体的指標および追跡システムを包含した予算策定手続を確立するよう、強く勧告する。そのための手段には以下のものが含まれる。

(a) 子どもに直接影響を与えるすべての支出の計画、確定、補正および実際の額について、詳細な予算科目および予算項目を定めること。

(b) 子どもの権利に関連する支出の報告、追跡および分析を可能にする予算分類システムを活用すること。

(c) サービス提供のための予算配分額の変動または削減によって、子どもの権利の享受に関する現在の水準が低下しないことを確保すること。

(d) 子供・若者育成支援推進大綱の実施のために十分な資源を配分すること。

### ➤ データ収集に関して

パラグラフ 11. 締約国によるデータ収集の取り組みには留意しながらも、委員会はまた、いまなお欠落が存在することに留意する。条約の実施に関する一般的措置についての一般

の意見5号（2003年）を想起しながら、委員会は、締約国が、条約のすべての分野（とくに子どもの貧困、子どもに対する暴力ならびに乳幼児期のケアおよび発達の分野）で、年齢、性別、障害、地理的所在、民族的出身および社会経済的背景別に細分化されたデータ収集システムを改善するとともに、当該データを政策立案およびプログラム策定のために活用するよう、勧告する。

➤ 家庭環境に関して

パラグラフ 27. 委員会は、締約国が、以下のことを目的として、十分な人的資源、技術的資源および財源に裏づけられたあらゆる必要な措置をとるよう勧告する。

(a) 仕事と家庭生活との適切なバランスを促進すること等の手段によって家族の支援および強化を図るとともに、とくに子どもの遺棄および施設措置を防止する目的で、困窮している家族に対して十分な社会的援助、心理社会的支援および指導を提供すること。

➤ 生活水準に関して

パラグラフ 38. 社会的移転および児童扶養手当のようなさまざまな措置には留意しながらも、委員会は、持続可能な開発目標のターゲット 1.3 に対する注意を喚起し、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

(a) 家族給付および子ども手当の制度を強化する等の手段により、親に対して適切な社会的援助を与えるための努力を強化すること。

(b) 子どもの貧困および社会的排除を低減させるための戦略および措置を強化する目的で、家族および子どもとの目的を絞った協議を実施すること。

(c) 子供の貧困対策に関する大綱（2014年）を実施するために必要なあらゆる措置をとること。

また、大綱見直し全体を通じて子どもにとって以下の権利が重要であるとの認識に基づいた議論を展開していただくことをお願い申し上げます。

➤ 休息、余暇、レクリエーションならびに文化的および芸術的活動

パラグラフ 41. 休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する子どもの権利についての一般的意見17号（2013年）を参照しつつ、委員会は、締約国が、十分かつ持続可能な資源をともなった遊び・余暇政策の採択および実施を図り、かつ余暇および自由な遊びのために十分な時間を配分する等の手段により、休息および余暇に対する子どもの権利ならびに子どもの年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション活動に従事する子どもの権利を保障するための努力を強化するよう、勧告する。

➤ 子どもの意見の尊重

パラグラフ 22. 意見を聴かれる子どもの権利についての一般的意見 12 号（2009 年）を想起しながら、委員会は、締約国に対し、子どもの脅迫および処罰を防止するための保護措置をとりつつ、意見を形成することのできるいかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見が正当に重視されることを確保するよう、促す。委員会

はさらに、締約国が、意見を聴かれる権利を子どもが行使できるようにする**環境を提供**するとともに、家庭、学校、代替的養護および保健医療の現場、子どもに関わる司法手続および行政手続ならびに地域コミュニティにおいて、かつ環境問題を含む**あらゆる関連の問題に関して、すべての子どもが意味のある形でかつエンパワーされながら参加することを積極的に促進**するよう、勧告するものである。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正では、1) 子どもの権利を理念の基本に据えたこと、2) 子どもの将来のみならず「現在」の貧困状態の改善を目的に加えたこと、3) 子どもの意見の尊重ならびにその最善の利益が優先して考慮されること、などが明記され、子どもの権利実現の観点からも大きな前進が見られます。一方、上記勧告に示されたような資源配分やデータ収集、余暇やスポーツ・文化的活動、意見表明における意味ある参加とエンパワーメントに関しては、さらなる具体的な施策を講じる余地があると考えられます。

ぜひ子どもの権利に関する条約を真に実施する意味においても、今回の勧告を子供の貧困対策に関する大綱の見直しに反映していただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

■以上

#### 【参考資料】

- 国連子どもの権利委員会第3回総括所見（2010年6月11日） ※外務省仮訳

～子どもの権利条約「実施に関する一般的措置」項目～

・子どもたちの間に存在する不平等や格差に対応する、子どものための、権利を基盤とした包括的な国家行動計画が存在しないことを依然として懸念。子どものための国家行動計画の採択および実施を勧告。（パラグラフ 15、16 国家行動計画）

・日本の子どもの貧困がすでに増加し、人口の約15%に達していることに懸念。子どもの権利の観点から国および自治体の予算を検討し、それにもとづき予算配分をすることを勧告（パラグラフ 19、20 資源配分）

・貧困下の子どもを含め、子どもの権利侵害を受けるおそれがある子どもについてのデータが一部ないことを懸念。データ収集の努力を強化するように勧告。（パラグラフ 21、22 データ収集）

～「基礎保健および福祉」項目～

・日本の貧困率に言及しながら、財政政策および経済政策が、賃金削減、男女の賃金格差、子どものケアおよび教育のための支出の増加により、親およびシングルマザーに影響を与えている可能性があることを懸念。国が子どもの貧困を根絶するために適切な資源を配分するよう勧告し、その中には貧困削減戦略の策定も含むとする。（パラ 66、67 十分な生活水準に対する権利）